明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔法　律〕
○地域再生法の一部を改正する法律（一七）　三
○地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（一八）　七
〔政　令〕
○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一七一）　一三
○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一七二）　一五
〔府　令〕
○地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五六）　一五
〔省　令〕
○地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（総務四三）　一七
〔告　示〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務一四〇）　二六
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産八四八）　四二
○輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同八四九）　四六
○肥料の登録が失効した件（同八五〇）　四六
〔官庁報告〕
官庁事項
日本放送協会令和六年度収支予算について（総務省）　四九
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、公示送達関係　四九
裁判所
破産、免責関係　五一
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事一部完了、首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更・工事開始、上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消関係　六二
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　六三
会社その他
会社決算公告　六九

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇地域再生法の一部を改正する法律（法律第一七号）（内閣府本府）

1　地域再生計画の記載事項の拡充

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業について、これと併せて行う事業で、特定業務施設の従業員の児童に係る児童福祉施設であって内閣府令で定めるもの（3において「特定業務児童福祉施設」という。）等を整備する事業を含むこととした。（第五条第四項第五号関係）

2　まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る地方債の特例

認定地方公共団体が、第五条第四項第一号（イに係る部分に限る。）に規定する事業のうち、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行うものに係る施設であって、地方自治法に規定する公の施設であるものの整備に関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費は、地方財政法第五条第五号に規定する経費とみなすこととした。（第一三条の二関係）

3　認定事業者に対する地方税の課税免除等に伴う措置

特定業務施設を新設等した認定事業者について、地方公共団体が、特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設の用に供する建物等に対する地方税の課税免除等をした場合における措置を定めることとした。（第一七条の六関係）

4　地域住宅団地再生事業計画の記載事項の追加等

㈠　地域住宅団地再生事業計画に記載する事項として、地域住宅団地再生区域への移住を希望する者の来訪等を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項を追加することとした。（第一七条の三六第四項第六号関係）

㈡　住居専用地域建築物整備促進事業に係る建築物について講ずる住居専用地域の指定の目的に適合させるために必要な措置の内容が定まっている場合にあっては、当該措置に関する事項を地域住宅団地再生事業計画に記載することができることとし、期日等を公告して利害関係を有する者の意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得て当該事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、建築基準法第四八条第一五項の規定は、適用しないこととした。（第一七条の三六第五項第一号、第七項及び第八項並びに第一七条の四〇第二項関係）

㈢　特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業に関する事項を地域住宅団地再生事業計画に記載することができることとし、公告等を経て当該事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該事項に係る建築物の部分について、特定行政庁が認める場合には、建築基準法第五二条第六項の規定を適用することとした。（第一七条の三六第五項第五号、第一三項及び第一四項並びに第一七条の四三関係）

㈣　特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業に関する事項を地域住宅団地再生事業計画に記載することができることとし、公告等を経て当該事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該事項に係る建築物について、特定行政庁が認める場合には、建築基準法第五五条第四項の規定を適用することとした。（第一七条の三六第六号、第一三項及び第一四項並びに第一七条の四四関係）

㈤　特定区域学校用途変更特定施設運営事業に関する事項を地域住宅団地再生事業計画に記載することができることとし、当該事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該事項に係る地域再生推進法人は、当該事項に係る特定建築物等を使用することができること等とした。（第一七条の三六第五項第七号及び第一七条の四五関係）